1.外国株券等の保管及び振替決済に関する規則(平成18年3月15日通知)

(下線部分変更)

(預託等の制限日等)

第38条 外国株券等機構加入者は、次に掲げる日には、新たに預託外国株券等 と同一の銘柄の外国株券等<u>の</u>預託等をすることができない。ただし、機構が 認める場合には、この限りでない。

(1)~(7) (略)

- 2 (略)
- 3 (略)

(外国株券等の交付等の請求)

第59条 外国株券等加入者は、いつでも、その口座における外国株券等の数に応じた外国株券等の交付等を請求することができる。この場合において、外国株券等口座管理機関に外国株券等<u>の</u>預託等をした外国株券等加入者は、当該外国株券等口座管理機関に対して請求しなければならない。

(源泉徴収事務の委託)

- 第70条 機構は、配当金支払事務及び株式事務のうち所得税及び地方税に係る源泉徴収税相当額の徴収事務(以下「源泉徴収事務」という。)<u>について</u>、法令に<u>基づき</u>所得税及び地方税を納める義務がある<u>場合に限り、これを</u>行うものとする。
- 2 機構は、<u>前項の規定により機構が行う</u>源泉徴収事務について、細則で定めるところにより、配当金支払取扱銀行及び株式事務取扱機関に委託するものとする。

(配当等の処理)

(預託等の制限日等)

第38条 外国株券等機構加入者は、次に掲げる日には、新たに預託外国株券等 と同一の銘柄の外国株券等<u>を</u>預託等をすることができない。ただし、機構が 認める場合には、この限りでない。

IΗ

(1)~(7) (略)

- 2 (略)
- 3 (略)

(外国株券等の交付等の請求)

第59条 外国株券等加入者は、いつでも、その口座における外国株券等の数に 応じた外国株券等の交付等を請求することができる。この場合において、外 国株券等口座管理機関に外国株券等<u>を</u>預託等をした外国株券等加入者は、当 該外国株券等口座管理機関に対して請求しなければならない。

(源泉徴収事務の委託)

- 第70条 機構は、配当金支払事務及び株式事務のうち所得税及び地方税に係る 源泉徴収税相当額の徴収事務(以下「源泉徴収事務」という。)<u>を</u>、法令に<u>よ</u> る所得税及び地方税を納める義務がある者として行うものとする。
- 2 機構は、源泉徴収事務について、細則で定めるところにより、配当金支払 取扱銀行及び株式事務取扱機関に委託するものとする。

(配当等の処理)

新

旧

第72条 預託外国株券等に係る配当、償還金、預託外国株券等の実質的又は形式的な保有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭(発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定、機構の規則又は外国株券等口座管理機関の約款等により、預託外国株券等の実質的又は形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。)等の処理は、次の各号に定めるところによる。

(1)~(4) (略)

- 2~5 (略)
- 6 配当等に関する調書の作成、提出等は、諸法令の定めるところにより、株 式事務取扱機関及び機構<u>又は法令上配当等に関する調書の作成、提出等を義</u> 務づけられているその他の者が行うものとする。
- 7 (略)

第72条 預託外国株券等に係る配当、償還金、預託外国株券等の実質的又は形式的な保有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭(発行者の定款その他の内部規則若しくは取締役会その他の機関の決定、機構の規則又は外国株券等口座管理機関の約款等により、預託外国株券等の実質的又は形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。)等の処理は、次の各号に定めるところによる。

(1)~(4) (略)

- 2~5 (略)
- 6 配当等に関する調書の作成、提出等は、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び機構が行うものとする。

7 (略)

#### 2.附則

この改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

以上

1.外国株券等の保管及び振替決済に関する規則施行細則(平成 18年3月15日通知)

(下線部分変更)

(口座振替等の処理順位)

- 第36条 機構は、同一銘柄に係る次の各号に掲げる処理については、当該各号 に定めるところにより行う。
  - (1)一の営業日の業務開始時における別表4に掲げる処理、業務開始後に おける交付等の未了、振替未了(第19条第2項第2号に規定する振替未了 をいう。この条において同じ。)となっている「前日振替請求」、「前日残高 調整請求、「先日付一般振替請求 - 連動」及び「先日付DVP振替請求」 並びに業務開始後における指定未了(第30条第4項に規定する指定未了を いう。この条において同じ。)となっている「前日区分管理証券指定・同解 除請求」及び「前日残高保留指定・同解除請求」 別表4に定める処理順 位で行う。

(2) (略)

2 (略)

(配当金支払取扱銀行等への源泉徴収事務の委託)

- て、機構が配当金支払取扱銀行及び株式事務取扱機関に委託する事務は、次 の各号に掲げるものとし、当該各号に定めるところにより行うものとする。
  - (1)配当金支払取扱銀行に委託する事務
    - イ 外国株券等の配当金を外国株券等実質株主に交付する時に行う、租 税特別措置法(昭和32年法律第26号)第8条の3第3項及び第9条 の2第2項に規定する所得税並びに地方税法(昭和25年法律226号。) 第71条の31に規定する道府県民税の配当割(以下「所得税等」とい う。)を徴収する事務(以下「徴収事務」という。)

IΗ

(口座振替等の処理順位)

- 第36条 機構は、同一銘柄に係る次の各号に掲げる処理については、当該各号 に定めるところにより行う。
  - (1)一の営業日の業務開始時における別表4に掲げる処理、業務開始後に おける交付の未了、振替未了(第19条第2項第2号に規定する振替未了を いう。この条において同じ。)となっている「前日振替請求」、「前日残高調 整請求、「先日付一般振替請求 - 連動」及び「先日付DVP振替請求」並 びに業務開始後における指定未了(第30条第4項に規定する指定未了をい う。この条において同じ。)となっている「前日区分管理証券指定・同解除 請求」及び「前日残高保留指定・同解除請求」 別表4に定める処理順位 で行う。

(2) (略)

2 (略)

(配当金支払取扱銀行等への委託)

- 第 38 条 規則第 70 条第 2 項の規定に基づき、機構が行う源泉徴収事務につい | 第 38 条 規則第 70 条第 2 項の規定に基づき、源泉徴収事務について、機構が 配当金支払取扱銀行及び株式事務取扱機関に委託する事務は、次の各号に掲 げるものとし、当該各号に定めるところにより行うものとする。
  - (1)配当金支払取扱銀行に委託する事務
    - イ 外国株券等の配当等を外国株券等実質株主に交付する時に行う、租 税特別措置法(昭和32年法律第26号)第9条の2第2項に規定する 所得税及び地方税法(昭和25年法律226号。以下「地方税法」という。) 第 24 条に規定する道府県民税の配当割(以下「所得税等」という。) を源泉徴収する事務(以下「徴収事務」という。)

旧

徴収事務は、株式事務取扱機関が作成した源泉徴収税に係る内訳明細書(以下 「源泉徴収内訳明細書」という。)に基づき行い、所得税徴収高計算書の「納付義務者」欄に機構の所在地及び名称を記載し、「摘要」欄に配当金支払取扱銀行の所在地及び名称を記載するものとする。

口 (略)

### (2)株式事務取扱機関に委託する事務

#### イ (略)

口 外国株券等機構加入者から提出された外国株券等実質株主に関する 資料等に基づき、外国株券等の株式配当を外国株券等実質株主に交付 等する際、所得税等を徴収する事務(以下「株式配当徴収事務」とい う。)

株式配当徴収事務は、機構が当該外国株券等の株式配当により新たに受領した外国株券等を売却して得た金銭又は外国株券等実質株主が当該所得税額相当額として外国株券等機構加入者を通じて機構に支払った金銭を充当することにより行い、所得税徴収高計算書の「徴収義務者」欄に機構の所在地及び名称を記載し、「摘要」欄に株式事務取扱機関の所在地及び名称を記載するものとする。

八 前口の株式配当徴収事務に係る<u>所得税等を機構の所轄税務署等に</u>納付する事務

所得税等の納付は、徴収の日の属する月の翌月 10 日までに行うものとする。

二 支払調書作成及び提出等に係る事務

外国株券等の配当等に係る<u>所得税法(昭和40年法律第33号)第225条第1項に定める</u>支払調書を作成し、機構に送付する事務。ただし、 外国株券等機構加入者から提出された外国株券等実質株主に関する資 徴収事務は、株式事務取扱機関が作成した源泉徴収税に係る内訳明細書(以下 「源泉徴収内訳明細書」という。)に基づき行い、所得税徴収高計算書の「納付義務者」欄に機構の所在地及び名称を記載し、「摘要」欄に配当金支払取扱銀行の所在地及び名称を記載するものとする。

口 (略)

#### (2)株式事務取扱機関に委託する事務

イ (略)

口 外国株券等機構加入者から提出された外国株券等実質株主に関する 資料等に基づき、外国株券等の株式配当を外国株券等実質株主に交付 する際、所得税等を徴収する事務(以下「株式配当徴収事務」という。) 株式配当徴収事務は、機構が当該外国株券等の株式配当により新た に受領した外国株券等を売却して得た金銭又は外国株券等実質株主が 当該所得税額相当額として外国株券等機構加入者<u>若しくは株式事務取</u> 扱機関を通じて機構に支払った金銭を充当することにより行<u>う</u>。

# 八 前口の株式配当徴収事務に係る納付事務

所得税等の納付は、<u>所得税徴収高計算書の「徴収義務者」欄に機構の所在地及び名称を記載し、「摘要」欄に株式事務取扱機関の所在地及び名称を記載するものとし、</u>徴収の日の属する月の翌月 10 日までに行うものとする。

二 支払調書作成及び提出等に係る事務

外国株券等の配当等に係る支払調書を作成し、機構に送付する事務。 ただし、<u>やむを得ず本人確認ができない</u>場合には、外国株券等に係る 支払調書に本人確認未済の表示を行い、本人確認済の外国株券等の配 新

料等に本人確認した旨の表示がない場合には、外国株券等に係る支払 調書に本人確認未済の表示を行い、本人確認済の外国株券等の配当等 に係る支払調書と本人確認未済の表示を行った支払調書とを区分する

ホ 支払通知書の作成及び送付等に係る事務

外国株券等の配当等に係る租税特別措置法第8条の4第4項に定め る支払通知書の作成及び外国株券等実質株主への送付等に係る事務

2 (略)

ものとする。

(株式事務等に係る外国株券等機構加入者の義務)

- 第39条 外国株券等機構加入者は、所得税法第224条、同法第224条の3又は | 第39条 外国株券等機構加入者は、所得税法第224条に規定する受領者が告知 租税特別措置法施行令第25条の10の3に規定する受領者等が告知され、告 知書の受入れ又は本人確認書類の提示を受けた場合には、告知された又は告 知書若しくは本人確認書類に記載された氏名又は名称及び住所の確認を行う こととし、当該告知書及び本人確認書類を保管するものとする。
- 認を行った旨を外国株券等実質株主に関する資料等に表示し、機構を通じて 株式事務取扱機関に通知する。
- 3 外国株券等機構加入者は、所得税法施行令第337条第3項、同令第338条 第4項及び第5項、同令第339条第6項及び第9項並びに租税特別措置法施 行令第 25 条の 10 の 3 第 4 項に規定する帳簿等を作成し、保管するものとす る。

(外国株券等の配当等に係る事務に関する責任等)

第40条 機構が行う源泉徴収事務について、外国株券等機構加入者の事務に起|第40条 外国株券等機構加入者の源泉徴収事務に起因する誤りがあった場合に 因する誤りがあった場合(外国株券等機構加入者が提出した外国株券等実質 株主に関する資料等において不正確な記述があったこと又は記述が不足して

旧

当等に係る支払調書と本人確認未済の表示を行った支払調書とを区分 するものとする。

(新設)

2 (略)

(株式事務等に係る外国株券等機構加入者の義務)

- され、告知書の受入れ又は本人確認書類の提示を受けた場合には、告知され た又は告知書若しくは本人確認書類に記載された氏名又は名称及び住所の確 認を行うこととし、当該告知書及び本人確認書類を保管するものとする。
- 2 前項の規定に従った確認を行った場合、外国株券等機構加入者は、本人確│2 前項の規定に従い、外国株券等機構加入者は、本人確認を行った旨を外国 株券等実質株主に関する資料等に表示し、株式事務取扱機関に通知する。
  - 3 外国株券等機構加入者は、所得税法施行令第337条第3項、同令第338条 第4項及び第5項に規定する帳簿、同令第339条第6項に規定する無記名公 社債等の保管に関する帳簿等並びに同条第8項の規定による本人確認に関す る帳簿を作成し、保管するものとする。

(外国株券等の配当等に係る事務に関する責任等)

は、当該外国株券等機構加入者は、当該誤りに係る所得税等(不納付加算税 及び延滞税を含む。)を配当金支払取扱銀行の所轄税務署等に納付するものと

<u>いたことに起因して当該誤りが生じた場合を含む。)</u> には、当該外国株券等機
構加入者は、当該誤りに係る所得税等(不納付加算税及び延滞税を含む。)を
配当金支払取扱銀行の所轄税務署等に納付するものとする。ただし、 <u>当該</u> 誤
りが配当金支払取扱銀行に起因するものである場合には、当該配当金支払取
恐惧行が出該部のに後る所得税等/不納付加管税及が延滞税を令む )を庇轄

新

税務署等に納付するものとする。 2 第38条第1項第1号イに規定する所得税徴収高計算書の記載方法にあって

- は、前項ただし書の配当金支払取扱銀行の納付について、第38条第1項第2 号口に規定する所得税徴収高計算書の記載方法にあっては、前項本文の外国 株券等機構加入者の納付について準用する。
- 3 外国株券等口座管理機関は、第1項の機構が行う源泉徴収事務に係る誤り に関し、その外国株券等加入者との間において紛議が生じた場合には、当該 外国株券等口座管理機関の責任において解決するものとする。

旧

する。ただし、源泉徴収事務に起因する誤りが配当金支払取扱銀行に起因す るものである場合には、当該配当金支払取扱銀行が所轄税務署等に納付する ものとする。

- 2 第38条第1項第1号イに規定する所得税徴収高計算書の記載方法にあって は、前項ただし書の配当金支払取扱銀行の納付について、第38条第1項第2 号八に規定する所得税徴収高計算書の記載方法にあっては、前項本文の外国 株券等機構加入者の納付について準用する。
- 3 外国株券等口座管理機関は、前項の源泉徴収事務に起因する誤りに関し、 その外国株券等加入者との間において紛議が生じた場合には、当該外国株券 等口座管理機関の責任において解決するものとする。

## 2.附則

この改正規定は、平成22年4月1日から施行する。

以上